

○渋川市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例

平成28年6月23日

条例第38号

改正 平成29年6月22日条例第29号

令和2年6月30日条例第36号

令和3年4月1日条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定により法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「消費性能適合性判定」という。）を受ける者、法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「消費性能向上計画」という。）の認定を申請する者等から徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(消費性能適合性判定に係る手数料の額)

第1条の2 法第12条第1項又は第2項の規定により消費性能適合性判定を受ける者は、当該消費性能適合性判定に係る建築物内の非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する基準（以下「消費性能基準標準入力法に係る基準」という。）が適用される建築物にあつては同表の第2欄に、同号ロに規定する基準（以下「消費性能基準モデル建物法に係る基準」という。）が適用される建築物にあつては同表の第3欄にそれぞれ掲げる額の手数料（当該消費性能適合性判定に係る建築物が2以上あるときは、建築物ごとに算出した手数料を合計したもの）を納

付しなければならない。ただし、消費性能適合性判定に係る建築物の用途が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計が別表第5の第1欄に掲げる面積の区分に応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄にそれぞれ掲げる額の手数料（当該消費性能適合性判定に係る建築物が2以上あるときは、建築物ごとに算出した手数料を合計したもの）を納付しなければならない。

- (1) 工場
- (2) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの
- (3) 水産物の増殖場又は養殖場
- (4) 倉庫
- (5) 卸売市場
- (6) 火葬場
- (7) と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

2 法第13条第2項又は第3項の規定により消費性能適合性判定を求める国等及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定により軽微な変更に関する証明書の交付を求める者は、前項の規定の例により算出した額の手数料を納付しなければならない。

（消費性能向上計画認定手数料の額）

第2条 消費性能向上計画について、法第34条第1項の規定による認定又は法第36条第1項の規定による変更の認定（以下「消費性能向上計画の認定」という。）の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 一戸建ての住宅（非住宅部分を有しないものに限る。次条第1項第1号において同じ。） 住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄

に掲げる額

(2) 共同住宅（長屋を含む。以下同じ。）（非住宅部分を有しないものに限る。） 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住戸について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 当該申請に係る住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

イ 住棟について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とした共同住宅（以下「共用部分の数値を用いない共同住宅」という。）にあつては（ア）に掲げる額、それ以外の共同住宅にあつては次に掲げる額の合算額

（ア） 住棟内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

（イ） 住棟内の共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

ウ 住戸及び住棟について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 イ（第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の例により算出した額

(3) 住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）と非住宅部分とを有する建築物（住宅部分が共同住宅以外の住宅であるものに限る。） 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住宅について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 第1号（第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する額

イ 建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

(ア) 建築物内の住宅部分の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

(イ) 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準(以下「誘導基準標準入力法に係る基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

ウ 住宅及び建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 イ(第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の例により算出した額

(4) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅であるものに限る。) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住戸について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 第2号ア(第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する額

イ 建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 住宅部分が共用部分の数値を用いない共同住宅である建築物にあっては(ア)及び(ウ)に掲げる額の合算額、それ以外の建築物にあっては次に掲げる額の合算額

(ア) 建築物内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

(イ) 建築物内の住戸の用のみに供される共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

(ウ) 建築物内の非住宅部分(住戸の用に供される共用部分が

住戸以外の用にも供されるものであるときは、当該部分を含む。
次条第1項第4号ウにおいて同じ。)の床面積の合計が別表第4
の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘
導基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同
表の第2欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適
用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

ウ 住戸及び建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする
場合 イ (第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
の規定の例により算出した額

(5) 住宅以外の建築物 建築物の床面積の合計が別表第4の第1
欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導基準標準
入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲
げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあ
っては同表の第3欄に掲げる額

2 前項の場合において、消費性能向上計画に法第34条第3項各号に
掲げる事項が記載されているときは、同条第1項の規定による認定の
申請に係る手数料の額は当該申請に係る同条第3項に規定する申請建
築物及び他の建築物についてそれぞれ前項の規定により算定した額の
合算額とし、法第36条第1項の規定による変更の認定の申請に係る
手数料の額は当該申請により変更する法第34条第3項に規定する申
請建築物及び他の建築物又は追加する同項に規定する他の建築物につ
いてそれぞれ前項の規定により算定した額の合算額とする。

3 消費性能向上計画の認定の申請をする者が当該申請に係る消費性能
向上計画が法第35条第1項第1号に規定する基準に適合しているこ
とを証する図書として規則で定めるものを添えて当該申請をしたとき
は、当該申請に係る第1項の規定の適用については、次の表の左欄に
掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ
る字句に読み替えるものとする。

第 1 号、第 2 号ア 並びにイ（ア）及 び（イ）、第 3 号 イ（ア）並びに第 4 号イ（ア）及び （イ）	第 2 欄	第 4 欄
第 3 号イ（イ）	省令第 10 条第 1 号イ（1）及び ロ（1）に規定する基準（以下「誘 導基準標準入力法に係る基準」と いう。）が適用される建築物にあ っては同表の第 2 欄に掲げる額、 同号イ（2）及びロ（2）に規定 する基準（以下「誘導基準モデル 建物法に係る基準」という。）が 適用される建築物にあっては同表 の第 3 欄	同表の第 4 欄
第 4 号イ（ウ）及 び第 5 号	誘導基準標準入力法に係る基準が 適用される建築物にあっては同表 の第 2 欄に掲げる額、誘導基準モ デル建物法に係る基準が適用され る建築物にあっては同表の第 3 欄	同表の第 4 欄

4 消費性能向上計画の認定の申請をする者であって、法第 35 条第 2 項の規定による申出を行うものは、第 1 項（前項において読み替えて適用する場合を含む。）及び第 2 項の規定により納付すべき手数料のほか、当該申請に係る消費性能向上計画について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項（同法第 87 条の 4 において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項（同法第 87 条の 4 において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知をしたならば渋川市建築基準法関係手数料条例（平成 18 年

渋川市条例第265号)第2条の規定により納付することとなる手数料の額に相当する額の手数料を納付しなければならない。

(平29条例29・令2条例36・一部改正)

(消費性能に係る認定手数料の額)

第3条 法第41条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準について適合している旨の認定(以下「消費性能に係る認定」という。)の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 一戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準(以下「性能基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)(i)及びロ(2)に規定する基準(以下「モデル住宅法に係る基準」という。)が適用される建築物並びに同号イ(3)及びロ(3)に規定する基準(以下「仕様基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(2) 共同住宅(非住宅部分を有しないものに限る。) 仕様基準が適用される共同住宅及び共用部分の数値を用いない共同住宅にあってはアに掲げる額、それら以外の共同住宅にあっては次に掲げる額の合算額

ア 住棟内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に規定する基準(以下「フロア入力法に係る基準」という。)が適用される建築物並びに仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

イ 住棟内の共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される

建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、フロア入力法に係る
基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(3) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物（住宅部分が共同住宅以外の住宅であるものに限る。） 次に掲げる額の合算額

ア 建築物内の住宅部分の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法に係る基準及び仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

イ 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(4) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物（住宅部分が共同住宅であるものに限る。） 仕様基準が適用される建築物及び住宅部分が共用部分の数値を用いない共同住宅である建築物にあってはア及びウに掲げる額の合算額、それら以外の建築物にあっては次に掲げる額の合算額

ア 建築物内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、フロア入力法に係る基準が適用される建築物及び仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

イ 建築物内の住戸の用のみに供される共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、フロア入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

ウ 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(5) 住宅以外の建築物 建築物の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

2 消費性能に係る認定の申請をする者が当該申請に係る建築物が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する図書として規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1号	省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準(以下「性能基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)(i)及びロ(2)に規定する基準(以下「モデル住宅法に係る基準」という。)が適用される建築物並びに同号イ(3)及びロ(3)に規定する基準(以下「仕様基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄
-----	--	--------

第 2 号ア	性能基準が適用される建築物にあっては同表の第 2 欄に掲げる額、省令第 1 条第 1 項第 2 号イ（ 2 ）（ ii ） 及びロ（ 2 ） に規定する基準（以下「フロア入力法に係る基準」という。）が適用される建築物並びに仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第 3 欄	同表の第 4 欄
第 2 号イ 及び 第 4 号イ	性能基準が適用される建築物にあっては同表の第 2 欄に掲げる額、フロア入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第 3 欄	同表の第 4 欄
第 3 号ア	性能基準が適用される建築物にあっては同表の第 2 欄に掲げる額、モデル住宅法に係る基準及び仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第 3 欄	同表の第 4 欄
第 3 号イ	消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第 2 欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第 3 欄	同表の第 4 欄
第 4 号ア	性能基準が適用される建築物にあっては同表の第 2 欄に掲げる額、フロア入力法に係る基準が適用される建築物及び仕様基準	同表の第 4 欄

	が適用される建築物にあつては 同表の第3欄	
第4号ウ及び第5号	消費性能基準標準入力法に係る 基準が適用される建築物にあつ ては同表の第2欄に掲げる額、 消費性能基準モデル建物法に係 る基準が適用される建築物にあ つては同表の第3欄	同表の第4欄

(令2条例36・一部改正)

(手数料の徴収時期)

第4条 手数料は、申請の時に徴収する。

(手数料の返還)

第5条 納付した手数料は、返還しない。

(手数料の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月22日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年6月30日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第2条、第3条関係)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
200平方 メートル未 満	33,000円	18,000円	5,000円

200平方 メートル以 上	37,000円	19,000円	5,000円
---------------------	---------	---------	--------

別表第2（第2条、第3条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
1戸以上4 戸以下	65,000円	31,000円	9,000円
5戸以上1 5戸以下	108,000 円	54,000円	19,000円

別表第3（第2条、第3条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
300平方 メートル未 満	65,000円	31,000円	9,000円
300平方 メートル以 上500平 方メートル 以下	108,000 円	54,000円	19,000円

別表第4（第1条の2、第2条、第3条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
300平方 メートル未 満	212,000 円	82,000円	9,000円
300平方 メートル以 上500平 方メートル 以下	265,000 円	104,000円	16,000円

別表第5（第1条の2関係）

第1欄	第2欄	第3欄
300平方メートル以上	30,000円	26,000円
500平方メートル以下		